

総務委員会資料

平成29年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第6号

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例の制定について

資料 新旧対照表

平成29年2月8日

総務企画局

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号</p> <p>(給料)</p> <p>第4条 特別職員の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,200,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>950,000円</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第5条 特別職員の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の16</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 特別職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長については<u>100分の54</u>、副市長については<u>100分の39</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、特別職員の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第12条第2号中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、市長）」とする。</p>	<p>○川崎市特別職員給与条例 昭和23年12月28日条例第71号</p> <p>(給料)</p> <p>第4条 特別職員の給料月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長 月額 <u>1,250,000円</u></p> <p>(2) 副市長 月額 <u>990,000円</u></p> <p>(地域手当)</p> <p>第5条 特別職員の地域手当の月額は、給料月額に<u>100分の12</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第7条 特別職員の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額にその者の在職月数を乗じて得た額に、市長については<u>100分の52</u>、副市長については<u>100分の38</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>2 前項の退職手当の支給は、特別職員の任期ごとに行う。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、退職手当の支給、返納等については、川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号）の適用を受ける職員の例による。この場合において、同条例第12条第2号中「有していた機関」とあるのは、「有していた機関（当該機関がない場合にあつては、市長）」とする。</p>